

平成 26 年度採用 今治市教育委員会
嘱託職員（今治市伊東豊雄建築ミュージアム）採用要項

1 採用職種及び予定人員

嘱託職員（建築分野の専門員） 1 名

2 求める人材

建築や建築教育への興味、関心がある者

3 受験資格

- (1) 平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 普通自動車免許取得者

※受験資格を有する者であっても次の各号の一に該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 今治市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込手続

- (1) 採用試験申込書の請求

- ア 文化振興課又は大三島地域教育課でお渡しします。
- イ 今治市ホームページからもダウンロードできます。

採用試験申込書は、A 4 サイズの白紙を使用してください。縮小したもの、両面印刷したものは受付できません。なお、PDF ファイル形式になっていますので、ダウンロードするには、Adobe Reader が必要です。

ウ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書」と朱書し、あて先を明記して 80 円切手を貼った返信用封筒を必ず同封し、文化振興課へ郵送してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合は送付できません。

- (2) 採用試験申込書の提出

採用試験申込書を受付期間内に文化振興課へ提出（持参又は郵送）してください。

電話、Eメール及びFAXでの申込みはできません。

- (3) 受付期間

平成 26 年 2 月 3 日（月）から 2 月 14 日（金）までの執務時間中

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土曜日・日曜日・祝日を除く。）とします。

郵送の場合は、必ず簡易書留で平成 26 年 2 月 14 日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。（簡易書留の控えは受験票が届かないときの確認手段となりますので、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）

また、郵送の場合、あて先を明記して 80 円切手を貼った返信用封筒を必ず同封入して

ください。

※受付と同時に受験票を交付（郵送）します。

平成 26 年 2 月 18 日（火）までに受験票が到着しない場合は、文化振興課までご連絡ください。

(4) 申込先

〒794-0028 今治市北宝来町一丁目 1 番地 1 6（今治市役所第 4 別館 3 階）

今治市教育委員会事務局 文化振興課 TEL 0898-36-1608（直通）

5 試験の日時・場所

日時 平成 26 年 2 月 22 日（土）午前 10 時 00 分～

場所 今治市役所第 4 別館 2F 会議室（今治市北宝来町一丁目 1 番地 16）

6 試験の方法及び内容

○面接試験

主として人物について個別面接による試験

※必要な適格性を有する者がいない場合は、採用しないことがあります。

(注)

(1) 試験日に持参するもの

受験票

(2) 公共交通機関をご利用ください。

(3) 提出された書類は、採用の資料に使用するもので、ほかの目的には使用いたしません。

また、合否にかかわらず返還できませんのでご了承ください。

7 合格発表

試験の結果は、受験者全員に 3 月上旬頃に書面で通知します。

8 勤務先

今治市伊東豊雄建築ミュージアム（今治市大三島町浦戸 2418 番地）

9 主な職務内容

(1) ミュージアムの管理運営事務

(2) ミュージアム展示の案内・解説・資料閲覧対応など受付業務

(3) 講演会、ワークショップ等ミュージアム事業の企画、実施業務

(4) ミュージアム資料の収集・保管・調査研究

10 採用後の勤務条件

(1) 雇用期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日。ただし、3 か月間は試用期間とします。

勤務成績が良好な場合は、翌年度の雇用を継続します。

なお、将来において施設に指定管理者制度が導入された場合は今治市教育委員会嘱託職員としての雇用継続はされず、勤務条件の変更については指定管理者との協議により決定されます。

(2) 勤務時間等

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。週 40 時間勤務（原則土・日、祝日は勤務）。
休日は施設の休館日及び勤務ローテーションにより別に 1 日。

(3) 報酬等

報酬月額 186,800 円

その方の学歴・職歴等に応じた決定となります。

その他 健康保険、厚生年金保険、年次有給休暇制度あり。

報酬月額以外の諸手当はありません。

(注) これらの勤務条件は、改定されることがあります。

11 その他

[問合せ先]

今治市教育委員会事務局 文化振興課 文化振興係

〒794-0028 今治市北宝来町一丁目 1 番地 1 6（今治市役所第 4 別館 3 階）

TEL 0898-36-1608 FAX 0898-24-2008

文化振興課メールアドレス bunka@imabari-city.jp

今治市ホームページ <http://www.city.imabari.ehime.jp/>